

25建指544号

平成26年1月6日

一般社団法人

愛知県建設業協会 殿

建設部建築担当局長

(公印省略)

津島市における開発許可申請等について（通知）

本県の開発許可行政の推進につきましては、日ごろからご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（平成25年条例第52号、平成25年12月20日公布、平成26年4月1日施行）により、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から津島市へ移譲されることとなりました。

このため、これらの申請等については、申請地が津島市内のものについては、平成26年4月1日より津島市で許可等を行うこととなります。

つきましては、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

担 当 建築指導課 開発グループ

電 話 052-954-6588